

令和元年 6 月

各位

厚生労働省労働基準局労働関係法課
労働契約係

無期転換ルールの周知及び円滑な導入について（協力依頼）

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

改正労働契約法（平成19年法律第128号）第18条において、同一の使用者との間で、期間の定めのある労働契約が通算5年を超えて更新された場合には、有期契約労働者（期間の定めのある労働契約を締結している労働者）の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み（無期転換ルール）が規定されており、これまでもあらゆる機会を捉えて周知啓発を行ってきました。

改正労働契約法の施行より6年が経過し、平成30年4月より無期転換申込権が本格的に発生していることから、厚生労働省では、無期転換ルールの円滑な導入をさらに促すため、様々な取組を行っているところです。

その取組の一環として、無期転換ルールの導入手順やポイントなどをまとめた企業向けの「無期転換ルールハンドブック～無期転換ルールの円滑な運用のために～」、無期転換ルールに係る質問をまとめた「無期転換ルールのよくある質問（Q&A）」の改訂版を作成しましたので、送付いたします。

貴会におかれましては、無期転換ルールの円滑な導入のため、貴会会員に対し、上記各冊子の周知について御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



【担当】

厚生労働省労働基準局労働関係法課
労働契約係 西内、久保田、高田
03-5253-1111（内線 7753,7750）